

下 監 第 38 号
令和 8 年 8 月 25 日

下田市長 松 木 正 一 郎 様

下田市監査委員 鈴 木 邦 明
下田市監査委員 江 田 邦 明

令和 7 年度決算に基づく財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度下田市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度財政健全化審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度 下田市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

算定対象

一般会計等	一般会計	
	一般会計等に属する特別会計	下田駅前広場整備事業 公共用地取得
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業 介護保険 後期高齢者医療

2 審査の実施期間

令和 8 年 7 月 22 日から令和 8 年 8 月 6 日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。

- (1) 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているか。
- (3) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率の算定を行う場合において公正な判断が行われているか。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

年度 健全化判断比率	R 7	参 考				早期健全 化基準	備 考
		R 6	R 5	R 4	R 3		
①実質赤字比率	—	—	—	—	—	14.06	実質赤字比率なし
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	19.06	連結実質赤字比率なし
③実質公債費比率	7.2	7.0	6.8	6.2	5.9	25.00	3 か年平均
④将来負担比率	53.7	50.8	46.8	48.9	58.0	350.00	

- (1) 実質赤字比率は黒字により数値なしとなっており、早期健全化基準の 14.06％と比較すると健全段階となっている。
- (2) 連結実質赤字比率は黒字により数値なしとなっており、早期健全化基準の 19.06％と比較すると健全段階となっている。
- (3) 実質公債費比率は 7.2％で、早期健全化基準の 25.00％と比較するとこれを下回っているが、前年度に比べ 0.2 ポイント悪化している。
- (4) 将来負担比率は 53.7％で、早期健全化基準の 350.00％と比較するとこれを下回っているが、前年度に比べ 2.9 ポイント悪化している。

5 意見・要望

令和 7 年度の健全化判断比率算定における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく、実質公債費比率及び将来負担比率の算定においても早期健全化基準を下回る結果となった。

しかしながら、実質公債費比率及び将来負担比率は近年悪化の傾向にあり、県内市町平均を上回っている。

人口減少に伴う税収の減など、歳入確保に厳しい状況が想定される中、大型事業による地方債の償還も今後見込まれ、将来への財政負担は一層厳しくなるものと思われる。こうした喫緊の課題に向けて、条件の有利な起債の選択や事業の精査による借入額の抑制を図るなど、令和 7 年度に策定された第 8 次行財政改革大綱及び下田市公共経営改革実行計画に基づき、全庁一丸となり今後も財政健全化に努められたい。